

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称： 千葉県、大網白里町
- 2 構造改革特別区域の名称： N P O活動推進特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
大網白里町大字砂田の区域のうち、字中内野の全域並びに字金畑、字宮久保及び字木戸口の区域の一部
- 4 構造改革特別区域の特性

(1) 『N P O立県千葉の実現』に向けた取組

本県では、社会の軸として行政、企業に新たにN P Oが加わり、互いの特性を活かしながら、「協働」して社会サービスを提供し、より市民ニーズに合った、住みやすく豊かさが実感できるものとしていくため、日本でN P Oの最も活動しやすい千葉県の実現を目指す『N P O立県千葉の実現』を重点施策に掲げている。そして、この施策の具体化を図るため、平成14年11月に策定した「千葉県N P O活動推進指針」において3カ年(H15～H17)の行動計画を盛り込んでいる。

なお、本指針における行動計画については、3年後を目途にその成果を評価し、必要に応じた見直しを行うこととなっている。

* 「N P O」

市民の自発性に基づいた(自発性、非政府性) 営利を目的としない(非営利性) 自立性・継続的に(自立性、継続性) 社会サービスを提供する(公共性) 団体(組織性)を指している。N P O法人、任意団体のいずれも含み、法人格の有無は問わない。(「千葉県N P O活動推進指針」の定義による。)

N P O法人の認証状況

本県が平成14年に認証したN P O法人は、前年のほぼ倍の163団体(91.8%増)であり、平成15年2月末現在の本県認証N P O法人(累計)は、362団体となっている。都道府県別の認証団体数(累計)では、東京都、大阪府、神奈川県、北海道に続き全国5番目(内閣府まとめ)である。

法人の主な活動分野は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が全体の約5割(175団体)と最も多く、次いで、「まちづくりの推進を図る活動」、「文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」、「環境保全を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」と続いており、主として、都市部にその活動が集中している。

本県のNPO活動に対する先進的な取組

特定非営利活動促進法では、NPO法人の認証は申請から認証に係る決定までを4か月以内と規定しているが、本県では、独自に特定非営利活動促進法施行条例の一部改正を行い、1か月短縮した3か月以内として、より活動しやすい環境づくりに努めている。

NPOに対する社会的課題の解決を担う主体としての期待

本県は、県民とともに政策をつくり実施していく、県民にひらかれた県政の実現を目指しており、県民参加による三番瀬の再生計画の検討や、NPO等からの事業提案の募集をはじめ、県民(NPO)・企業・行政とのパートナーシップのもと、独自の取組を推進している。この3月に、全国初の「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例(施行日：平成15年5月18日)」を制定し、里山の所有者と里山の保全や手入れを行う地域住民、活動団体との間で活動協定を締結し、それを県が認定、支援する制度をスタートさせたところである。

(2) 本県におけるNPOの活動領域拡大の必要性

NPOに対する県民の理解やNPO活動は、地域によって差があり、NPO自体もまだ十分な社会サービスの提供者として成熟しきれていない状況である。

今後、『NPO立県千葉の実現』に向けた取組を推進していくに当たっては、NPO活動に関する県民の理解と参加を促進するとともに、特に、NPOが求めている農地を対象とした活動領域の拡大を図っていく必要がある。

NPOが農業分野に携わる必要性

昨今の食品の偽装表示、無登録農薬の使用、外国産野菜の残留農薬など、食の安全に対する信頼が求められており、NPOの消費者の立場に立てる社会サービスの提供者として、農業分野への参画が期待されている。

さらに、消費者と生産者の顔が見える千産千消の推進や、信頼に基づく「千葉ブランド」の確立など、最も身近な消費者である県民に安全・安心・新鮮でおいしい県産農産物を安定的に供給していくためにも、NPOの農業分野への参画が期待されている。

一方、NPOは、近年、都市住民と農村との交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培、農地を活用した体験農業や環境保全活動など、農地を対象とした活動領域の拡大を求めており、双方のニーズが一致している。

地域農業におけるNPOの必要性

本県は、農業産出額全国第2位の農業県であるが、近年の農家数の減少、兼業化の進展、生産者の高齢化、米の生産調整などにより遊休農地が増加し、平成12年の全農地に対する遊休農地の割合が約9%（9,556ha）を占めるまでに至っており、遊休農地の解消、担い手の確保・育成、消費者と生産者相互の視点に立ったパートナーシップの構築など、地域農業の維持・発展のために、多様な担い手の一つとして、NPOの農業分野への参画が期待されている。

（千葉県農業産出額と順位）

（単位：億円、%）

項目	全体	米	麦・雑穀豆類	いも類	野菜	果実	花き	畜産計
産出額	4,246	803	74	214	1,716	163	230	967
構成比	100.0	18.9	1.7	5.0	40.4	3.8	5.4	22.8
全国順位	2	10	5	3	1	15	2	6

* 農林水産省農林水産統計速報「平成13年農業産出額」

都市と農村の共生・対流におけるNPOの必要性

地域農業の活性化や農村地域の個性ある発展を図るためには、農地の保全と有効利用を図るとともに、農作物の栽培や農作業を通じた体験学習、収穫祭等の都市住民と農村との交流など、農地の多様な利活用を図っていくことが重要であり、生産者と受益者の立場に立てるNPOがその推進役として一翼を担うことが求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) NPO活動の領域拡大と農業分野でのモデル的取組の実証

この計画の推進により、NPO法人による遊休農地の利活用や都市住民と農村との交流など、農地の多様な利活用を通して、NPOの農業分野への活動領域の拡大が図られる。

特定事業の主体である特定非営利活動法人ふるさとネッツは、農業分野に深い知識を有する人材を抱えており、また地元住民との緊密な連携を有している。

また、当該法人は、農作業を通じた体験交流や地元産品等を扱うアンテナショップの運営、さらには、収穫祭等を通じた都市住民と農村地域の交流を目指しており、基本となる遊休農地を活用した農業生産活動に加え、こうした取組を総合的に実施することにより、地域に十分根ざした新たな農業分野でのNPO活動のモデル的活動の実証が可能となる。

さらに、千産千消の推進並びに食の安全性をはじめ食料自給の必要性など「食育」の推進にも寄与することになる。

(2) NPO活動の地域への波及と定着化

本県においては、NPO活動が都市部に集中しており、県土のかなりの部分を占める農村地域での活動は、未だ十分に浸透しているとは言えない状況にある。こうした地域でのNPO活動を活発化するには、単に普及啓発だけではなく、地域と密着した活動を、地元住民と協働して実施していくことが不可欠である。

こうした状況においては、農地の保全と活用を農業生産という地域に密着した活動を通して実践していくことが極めて有効である。NPO活動従事者が地域の農業従事者と同じ視点で活動し、交流していくことにより、地域住民もNPO活動に共感し、その活動の本質を理解していくことが可能となる。

これにより、本県の農村部へのNPO活動の理解の増進と浸透が図られれば、農業分野以外の分野でのNPO活動の活性化は比較的容易なものとなることは確実である。

このことがNPO、県、市町村などの相互理解の増進とそれぞれの特徴や強みを活かしたパートナーシップの促進が図られ、全県にわたる『NPO立県千葉の実現』が加速化されることにつながる。

さらに、この計画の推進により、NPOによる都市住民と農村地域との協働で農地を保全する新たな取組が成功事例となり、その成果と効果が千葉県から全国へと広がることが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画の推進による特定事業の導入により、NPO法人による特区内遊休農地の多様な利活用の拡大を図り、NPO法人の農業分野への活動領域を広げつつ、農業参入のモデル事例となることを目指す。

また、NPO、県、市町村などが相互理解を深め、それぞれの特徴や強みを活かした対等なパートナーシップの確立を目指す。

さらに、この農業分野におけるNPOの活動領域の拡大と対等なパートナーシップの確立という成果を、千葉県から全国に発信していく。

本計画の推進に当たっては、NPO及び関係市町村の意向等を踏まえ、順次特区内遊休農地に拡大していくこととし、その円滑な推進を図るため、NPO法人の農業分野での活動支援を図るとともに、NPO法人の農業分野への参入実績を普及啓発し、NPO法人の活動領域の拡大への理解の促進を図る。

なお、本計画の推進による成果については、これを積極的に普及啓発することで、計画区域の拡大により、特区外の他地域への拡大を積極的に図っていく。

* 【この計画の円滑な推進に資する関連施策の展開】

NPO法人の農業分野での活動支援を図る。

NPO法人の農業分野への参入実績を普及啓発し、NPO法人の活動領域の拡大への理解の促進を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区内遊休農地への特定事業の適用拡大により、NPO法人による地域に密着した農業生産活動の実施と、NPO活動の農村地域への普及浸透が図られる。

その直接的な効果は次のとおり見込まれる。

遊休農地の解消面積

平成19年度末で4ヘクタール（見込み）

NPO活動の地域への浸透

平成19年度末で地元住民との交流促進人口延べ5,000人（見込み）

本計画の推進による成果を踏まえ、こうした取組が県内他地域へ波及した場合の効果は次のとおり。

NPOの農業分野への活動領域の拡大

NPOの農業分野への活動領域の拡大が図られ、また、NPO、県、市町村などの相互理解や、それぞれの特徴や強みを活かしたパートナーシップの取組が促進され、『NPO立県千葉の実現』に向けた取組の推進が見込まれる。

農業分野に参画したNPO法人数（事務所を千葉県に置くNPO法人）
平成19年度末で10法人（見込み）

NPOによる農業生産の向上、農村環境の保全及び都市住民と農村との交流

NPOの活動領域に農業分野が新たに加わることにより、遊休農地の利活用が促進され、農業生産の向上や農村環境の保全に資するとともに、都市住民と農村の交流、レクリエーション等として「農」に触れ合う機会の創出が図られ、地域の経済社会の活性化が見込まれる。

NPOが遊休農地を利活用した面積（ha）
平成19年度末で約50ha（見込み）

構造改革特別区域の範囲の拡大（市町村数）
平成19年度末で約10市町村（見込み）

成功事例の拡大と波及

このNPOによる都市住民と農村地域が協働で農地を保全する新たな仕組が成功事例として示されることにより、県内市町村に拡大され、全国に波及していくことが期待される。

8 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

この計画の円滑な推進に資するため、県及び市町村の特性及び役割を十分考慮し、次の事業を県及び関係市町村が連携して実施する。

(1) NPO法人の農業分野での活動支援を図る。

NPO等の参画による市民農園の開設や、遊休農地の再利用を総合的に推進するための支援対策、グリーン・ブルーツーリズムの新たな展開としての地域の創意工夫を生かしたモデル事業などを導入し、NPO法人の農業分野での活動を支援する。

遊休農地解消総合対策事業

遊休農地の解消に当たって、都市住民等ボランティアの活用促進や整地等、遊休農地の土地条件の整備など、必要となる総合的な支援措置を講ずる。

特区内においても、必要に応じて、積極的な事業活用を図る。

広域グリーン・ブルーツーリズムモデル事業

広域グリーン・ブルーツーリズムのモデル地区を設定し、地域住民の意向を踏まえた実践計画の策定と小中学校と連携した体験学習の実施やイベント等の受け入れ体制の整備などの支援を実施する。

(2) NPO法人の農業分野への参入実績を普及啓発し、NPO法人の活動領域の拡大への理解の促進を図る。

特定事業の実勢状況やその成果を、広報誌への掲載や、行政とNPOとの協働によるNPOフォーラム千葉県大会への参加と他のNPO法人との交流を通じた情報交換などを通じて、普及啓発することにより、特区内及び県内他地域への特定事業の拡大を図る。

NPO活動広報紹介事業（専門広報誌の発行）

特区内での実践を紹介し、具体的な取組内容の普及啓発による特定事業の拡大に資する。

NPOフォーラム千葉県大会の開催

行政をNPOが協働して、県内NPO同士、あるいは行政とNPOとの交流、NPOに対する県民の理解を促進するNPOフォーラム千葉県大会を毎年度、開催する。

特定事業実施法人の参加と他の法人との交流を通じて、実践事例の他の法人への普及とノウハウ等に関する情報交換を行い、特区内及び特区外への事業拡大を促進する。

NPOに関する情報共有システムの構築

県が収集・集積したNPOに関する様々な情報を県と市町村等で共有できるシステムを構築し、特定事業実施法人等との情報の共有化及び迅速な交換を促進する。

別紙

1 特定事業の名称

1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草
放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体（特定事業の実施主体）：大網白里町

農地の借受主体：農業に携わろうとするNPO法人

（特定非営利活動法人 ふるさとネット）

* 「特定非営利活動法人 ふるさとネット」

・ 認証：内閣府認証 府国生第36号

・ 所在地：千葉県松戸市小金原9-15-33

・ 理事長：白井彦衛（元千葉大学園芸学部教授）

・ 活動概要：（まちづくり、芸術・文化、環境、子どもの育成）

全国のふるさとの発展を目指し、ふるさと及び地域住民に対して活性化支援
に関する事業を行い、健全なふるさとづくりの推進を図ることを目的とする。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日：特区計画の認定された日

4 特定事業の内容

特定事業の実施主体である大網白里町が、遊休農地等の所有者から賃貸した農地等について、特定事業の実施により耕作又は養畜の事業を行うこととなるNPO法人に賃貸する。また、千葉県及び大網白里町は、特定事業の実施により耕作又は養畜の事業を行うNPO法人と構造改革特別区域法第16条第2項第2号の協定を締結し、その耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保することとする。

これにより、事業区域における遊休農地の利活用が図られるとともに、NPO法人が行う農作物の栽培や農作業を通じた体験学習、収穫祭等の都市住民と農村との交流など、多様な農地の利活用が図られ、地域農業の活性化や農村地域の新たな展開に寄与するものである。

事業実施予定法人：特定非営利活動法人 ふるさとネット

事業区域：大網白里町大字砂田の区域のうち、字中内野の全域並びに
字金畑、字宮久保及び字木戸口の区域の一部（約7ha）
（詳細は別紙のとおり）

事業開始 : 平成 15 年 7 月中旬

認定された日以後のスケジュール (見込み)

- ・ 賃貸借契約に伴う賃借料の予算化 (6 月下旬 * 上程 6 月初旬)
- ・ 賃貸借契約の締結 (土地所有者、大網白里町)(7 月上旬)
- ・ 賃貸借契約の締結及び協定書の締結 (大網白里町、NPO 法人)(7 月中旬)

NPO 法人が行う農業の内容及び実施方法

事業区域 (大網白里町大字砂田の区域のうち、字中内野の全域並びに字金畑、字宮久保及び字木戸口の区域の一部 (約 7 ha) のうち、当初、約 2 ha を使って、約 10 名 (うち常時従事者 3 名) で野菜、いも類、果樹栽培を実施、その後、徐々に拡大させていく。(予定)

事業区域内の他の農業との役割分担に関する事項について、千葉県及び大網白里町と協定の締結について合意している。

5 当該規制の特例措置の内容

効率的な利用を図る必要のある農地が相当程度存在する状況

大網白里町大字砂田字中内野、金畑、宮久保及び木戸口一帯は、千葉市及び茂原市との境に位置する畑作地帯で、ネギを主力とした野菜類の作付けがなされてきたが、輸入ネギが大量に出回ってからは、急速に作付面積が減少し、事業区域内農地 (約 7 ha) の約 6 割弱が現に耕作の目的に供されず、かつ引き続き耕作の用に供されない農地と見込まれている。

また、これ以外の農地についても、鶏の平飼いや、にんじん、大根等の野菜を一部で栽培しているほかは、花木の植栽、農地の一部を使っての自給用野菜の栽培などに使われており、本格的に作物を出荷できる状況にはなっていない。

今後とも、この地区は、農業従事者の高齢化や後継者不足から農業内部での対応では、地区農地の利活用が望めない状況にあり、これらの状況を改善するため、農業関係者以外からの参入により事業区域内の農地の有効利用を図る必要がある。

* 当該地区 (砂田地区) の高齢化率

地域	高齢化率
砂田地区	37.1 %
町全体	17.8 %